

罰の遠慮を廻し、其人の器量に隨可召仕者也、諸侍の頭をする人、智恵才覺なく油斷せしめば、上下の人に批判せらるゝ事有べき也、只行住座臥、佛の衆生を救と、諸法に演給ふがごとく、心緒をくだきて文武兩道を心に捨給ふべからず、國民を治事、仁義禮智信の一つもかけてはあやうき事成べし、政道を以て科を行て人の恨なし、非義を構て死罪せしむる時は、其科彌深し、然ば因果其科難遁、專一臣下忠不忠の者を分別して可恩賞事肝要也、莫大の所領を持ても妻子以下無益の働く私用を構、弓馬無器用にして人數をも不持輩に、所領を宛行事無益たるべし、諸家の儀、先祖より知行不相遺といへども、時の主人の心持によりて威勢多少を振事、専ら合戦の道を覗び、常に文武二道をわするべからず、是一もかけては、貴賤の善惡をしらずして、天下の嘲を恥ざる儀口惜かるべき次第也、仍壁書如件、

應永十九年二月日

沙彌了俊

是は了俊の鹿苑院殿様御代に、讒言により、遠江國に隠居有りて、御弟の仲秋へゆづり給ひし時、治部少輔殿、政道悪敷して、國民どもうとみけるよし聞召て、仲秋の後見高木彦六入道弘季を以て、此條々を書立て、遠州へ送り給ひしかば、治部少輔殿大に恥ち給ひ、政道を改め身をつゝしみ、民を撫、忠臣を愛し、佞人をしりぞけ給ひしかば、諸子首をかたむけ歸依しける、其徳天下にかくれなくして、當公方義滿公京都へめし上せ、仲秋を侍所に補して、出頭隙なしときこえし、然しより此かた、了俊の壁書と號し、諸家是を賞翫し、天下に流布しけるとかや、是當家の龜鑑なり、誠に萬代不易の庭訓なるべし、就中當家代々におよんでは、此ヶ條を用ひて、ゆめ／＼背くべからずよし、範政の御遺書にもしるされたり、

以上

〔大三川志九十九〕神祖台徳公ノ夫人ヘ、尊書ヲ賜ラセラレ、公子成育シ給フコトヲ告サセラル、粗